

第3章 避難所の開設基準

避難所は次の場合に開設することとなりますが、災害の種類や被害の状況に応じた臨機応変な対応が必要になります。

- | |
|------------------------|
| (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合 |
| (2) 災害対策本部長（市長）が指示した場合 |

**震度6弱以上の場合、
施設管理者、自主防災組織（町内会役員）等は自主的に参集し、
避難所の開設に向けた準備をしましょう！**

